一般社団法人三重県トラック協会
定期発送のご案内

Mie Trucking Association

令和4年2月

CONTENTS

◆ 大型自動車の車輪脱落事故　（緊急点検のお願い）
◆ ホイール脱着後は増し締めを確実に ！
◆ 増し締めはホイール脱着後、必須の作業！
◆ ホイールやホイールボルト/ナットの錆に注意！
◆ 遠隔点呼の実施について（令和４年４月以降の取扱い）

◆ 運行管理者 一般講習のご案内
◆ 整備管理者 選任後研修 開催のご案内
◆ 適正化事業巡回指導実施結果
◆ 適正化実施機関に寄せられた　苦情

◆ ３６協定の労働基準監督署への届出はお済みですか？
◆ 事故防止セミナー　2/28開催します
◆ 軽油価格調査のお願い　（１月購入分）
◆ 会員名簿 の 内容確認 と 従業員数調査
◆「標準的な運賃」の届出をお願いします　〈重要〉

◆ 令和４年度以降の助成金対象期間の変更について
◆ 令和４年度 第46回1次近代化融資制度の募集について
◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告
◆ 中部トラック総合研修センター令和４年度研修日程について
◆ 令和４年度 トラック関係施策に関する要望と結果
◆ 新入会員様のご紹介
◆ 会員様の所在地名称・変更等
◆ 協会職員人事のお知らせ

～～　ご意見ご相談等をお寄せ下さい　～～

別紙 封入

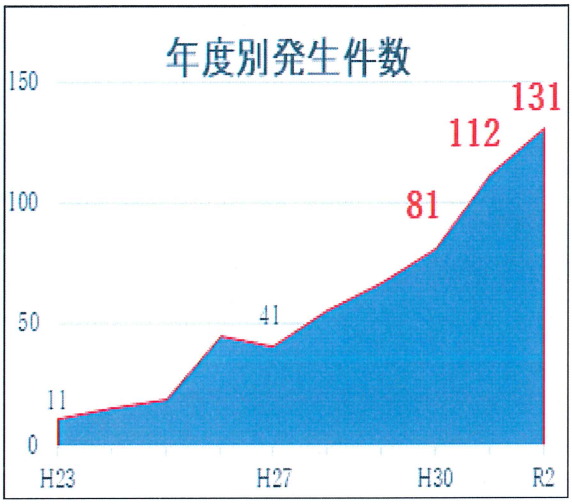
◆ 整備管理者 選任後研修のご案内 申込み
◆ 原価計算セミナー開催のご案内　申込み
◆ 社員研修 ビジネス講座を開催 新人スタートアップ研修　申込み
・ 軽油購入価格１月分調査のお願い　調査ご協力依頼
・３６協定書・監督署届出書式（2022新版）
・中部研修センター 研修総合ガイドブック
・フォークリフト運転技能講習開催案内申込書　　ピンク
・鈴鹿地域職業訓練センター　訓練講座開催案内　クリーム

=*=*=*

◆ 大型自動車の車輪脱落事故（緊急点検のお願い）

冬用タイヤ交換時期に車輪脱落事故 急増!

確実な作業 と 保守管理の 徹底を お願いします。



車輪脱落事故

昨年度は 131件、多発し 社会的な大きな問題となっています。　　最近の発生状況は、

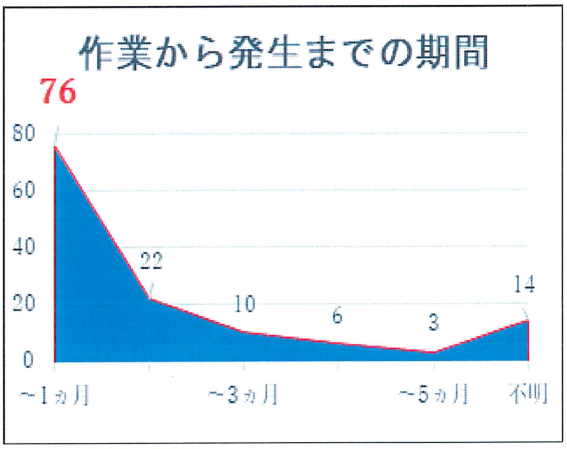
- ○ 12月6日 広島県 国道で 左後輪が外れ 対向車に衝突
- ○ 1月12日 群馬県 国道で 左後輪が外れ対向車線側歩道の歩行者に衝突(重傷)
- ○ 1月18日 岐阜県 高速道路で 左後輪が外れ 走行していた乗用車に衝突(乗員が負傷)
- ○ 1月19日 長野県 国道で 左後輪が外れ 対向車に衝突(乗員が負傷)

何れも 左後輪が外れる 車輪脱落事故です。

発生は タイヤ交換後1ヶ月までに集中しています。

直ちに車輪の取り付け状態の **緊急点検** を実施して下さい。
整備管理者等の責任者のもと 日常点検を励行し、運行前に 左後輪のホイールナットに緩みがないことを「ホイールナットマーカー」、「点検ハンマーの打音検査」により重点的に確認をお願いします。

整備管理者等の責任者は、国が定めた「タイヤ交換作業管理表」を活用して タイヤ交換作業の確実な　実施と交換後のホイールナットの増し締めを確実に実施して下さい。



適切な交換作業 と 確実な保守管理 で事故は防ぐことが可能です。

「タイヤ交換作業管理表」は、全日本トラック協会HP 新着情報　https://jta.or.jp
2022. 1. 14「大型車の適正な冬用タイヤの交換作業の実施について」に添付されております。
また、
令和２年度 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンでは、「大型車の車輪脱落事故」の危険がビデオで啓発されています。

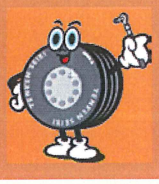


「60km/hで走行しているトラックからタイヤが脱落し、ベビーカーを引いた人に衝突」する想定です。

映像は、URL又はQRコードから視聴が可能です。
https://youtu.be/BE6-rcq81C8

（大型トラック・バス）

ホイール脱着後は増し締めを確実に！



Question1　増し締めはいつ行う？

●ホイール脱着後は、走行による初期なじみによりホイールの締付け力が低下します。
ホイール取付け後、50～100km 走行を目安に、できるだけ早い時期に「ホイールナットの増し締め」を行います。

※定期点検や車検でホイールを脱着した後も、50～100km 走行を目安に、ホイールナットの増し締めをお願いします。（増し締めも定期点検の一部です。）

Question2　増し締めの方法は？

一つのナットで締付ける方式の場合

●ホイールナットを、締め方向にトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。

※新・ＩＳＯ方式ホイールでは、左車輪も右ねじです。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。万一緩めてしまった場合は、再度トルクレンチなどを使用して、規定の締付けトルクで締付けます。



〔いすゞ / 日野 / ふそう /ＵＤの大型車〕
締付けトルク 550～600Nm

※その他の車両は、それぞれの指示に従ってください。

インナー、アウターのナットで締付ける方式の場合

●最初にボルトの半数（一個おき）のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。

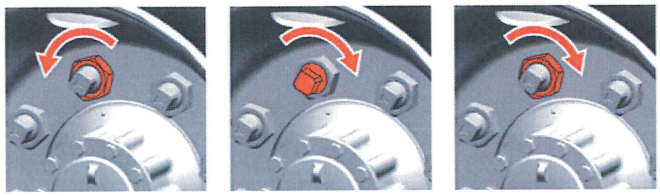
※この時、残りのアウターナットは緩めないでください。

●次に、緩めたアウターナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。

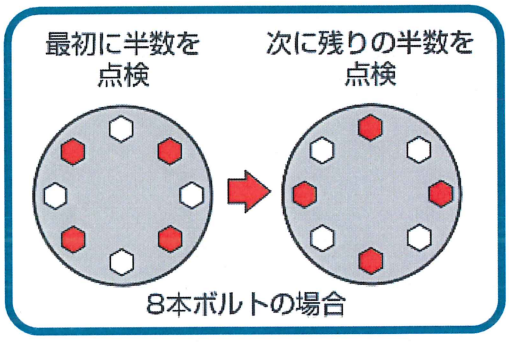
※この時、アウターナットのねじ部,座面部（球面座）に、エンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。

●続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

①アウターナットを緩めます。　②インナーナットを締付けます。　③アウターナットを締付けます。



この図は右側タイヤの場合です。



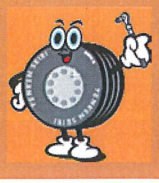
3か月定期点検「ホイールナットの緩み点検」は、この「増し締めの方法」の要領で行います。

Question3　増し締めの記録は？

●「増し締め」を実施した時は、タイヤ交換同様 メンテナンスノートの整備記録欄 等に、記録しておきます。

※定期点検でホイールを脱着した際には、その後のホイールナット「増し締め」を お願いしています。

増し締めはホイール脱着後必須の作業！

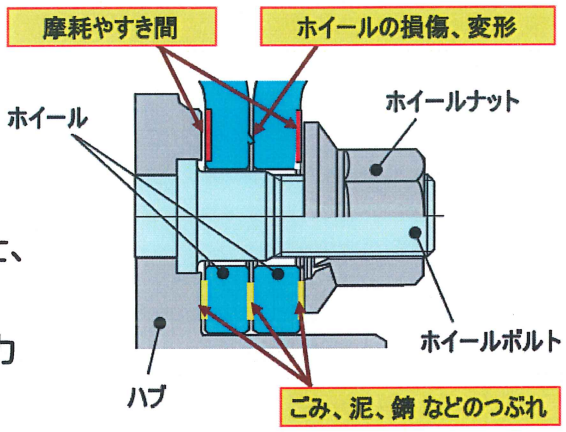


Question4　なぜ増し締めは必要？

●規定の締付けトルクで締付けても、走行すると初期のなじみによって、締付け力が低下します。そこで、締付け後 50～100km 走行を目安に、規定の締付けトルクでホイールナットを再度締付けます。

●初期なじみとは、ハブやホイール、ホイール面同士、ホイールとナットの接合面で、微細な凹凸や塗料などが、いわゆる「なじむ」ことによって、締付け力が低下していく現象です。

初期なじみのメカニズム

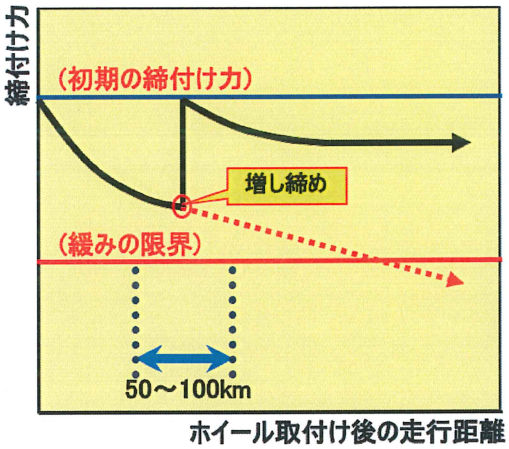


Question5　増し締めの効果とは？

●初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締付けトルクで締付けても、走行に伴って、徐々に締付け力が低下します。

●初期なじみを、そのままにしておくと、締付け力が右図のように低下し続け、場合によっては、ホイールナットの「緩みの限界」を下回ることがあります。

●50～100km 走行を目安に“一度”規定の締付けトルクで再締付けすると、なじみによる締付け力の低下幅は小さくなり、締付け力が低下し続けることによる緩みを防止することができます。



ハブのホイール取付け面やホイールの合わせ面に、ゴミや泥、錆があると、初期なじみによる締付け力の低下が大きく、ナットの緩み脱落などに結びつきます。ホイール取付け時には、必ず清掃を行ってください。

※増し締めを行っても、ナットが たびたび緩むなどの異常がある場合は、必ずホイールを取外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブ 等に異常がある可能性があります。

初期なじみによる締付け力の低下をそのままにしておくと、
ホイールナットが緩んで車輪が脱落し、思わぬ事故につながる可能性があります。

一般社団法人　日本自動車工業会

いすゞ自動車（株）/ 日野自動車（株）/ 三菱ふそうトラック・バス（株）/UDトラックス（株）

（大型トラック・バス）

ホイールやホイールボルト/ナットの錆に注意！



ホイールやホイールボルト/ナットの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるホイールやホイールボルト/ナットは使わないでください！

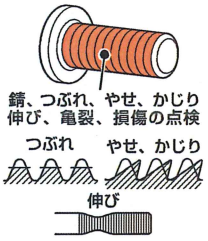
ホイールボルト / ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆は、規定の締付けトルクで締付けても、十分な締付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト / ナットの点検要領】

- ●著しい錆の発生がないか点検します。
- ●亀裂や損傷がないか点検します。
- ●ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ●ボルトが伸びていないか点検します。

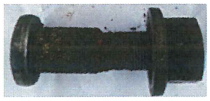
※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなどを薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト/ナットをセットで交換してください。
また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト/ナットを交換してください。



【著しい錆の例】







ボルト / ナット

ISO方式 / 新・ISO方式（平面座）

- ●ナットの座金(ワッシャー)が、スムーズに回転するか点検します。

※ホイールボルト /ナットを交換する際には、必ず整備のマニュアルやパーツリストなどを参照して、それぞれ適合する正しい部品を使用してください。



ディスクホイールの錆

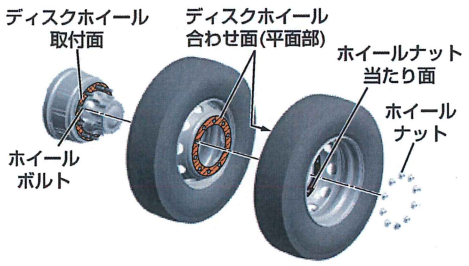
ディスクホイールの経年使用に伴う著しい錆は、締付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ディスクホイールの点検要領】

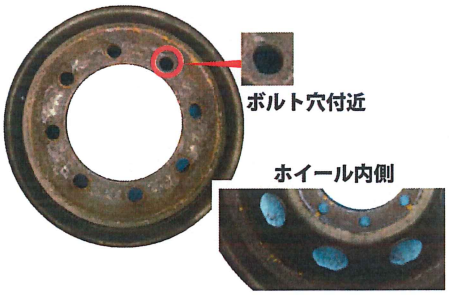
- ●ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ●ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ●ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- ●溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ●ホイール取付け面とホイール合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイールナットの当たり面やホイール取付け面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。
※ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みによる脱落やボルト折損の原因となります。

また、ホイール取付けの際には、ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナットの当たり面、ホイールボルト / ナットの錆やゴミ、泥などを取除きます。



【著しい錆の例】



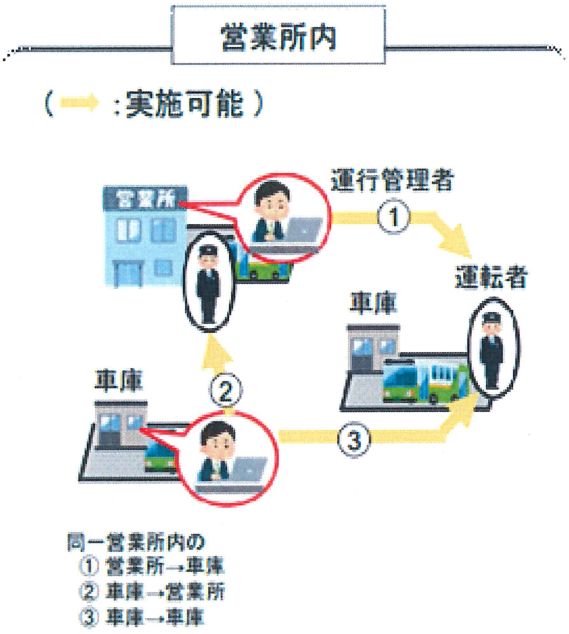
一般社団法人　日本自動車工業会

いすゞ自動車（株）/ 日野自動車（株）/ 三菱ふそうトラック・バス（株）/UDトラックス（株）

◆ 遠隔点呼の実施について（令和4年4月以降の取扱い）

「遠隔点呼実施要領」が公表されました。実施可能となる 遠隔点呼 の内容をお伝えします。

安全性優良事業所（Gマーク取得事業所）に認められている **IT点呼（遠隔点呼）について**、国土交通省の「運行管理高度化検討会」において**対象拡大が検討され、点呼が輸送の安全を担う運行管理の要であり、確実性が損なわれず、カメラ、モニターの映像・音声を介しても、対面点呼と同等の確実性が保証されるものであることとし**、実施にあたっては「遠隔点呼実施要領」に基づき取り扱うことが通知されました。

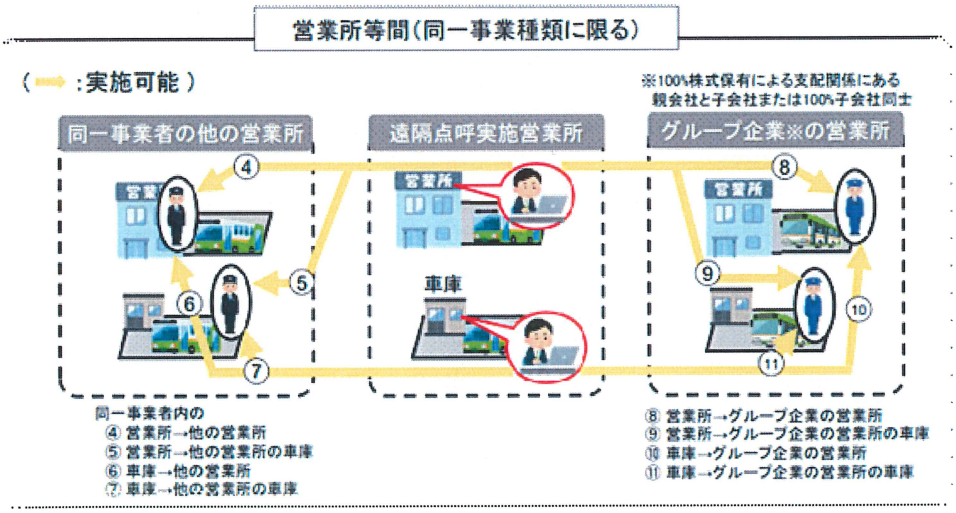


安全性優良事業所（Gマーク取得事業所）であることは、問われませんが「遠隔点呼実施要領」に規定された機器・システムの要件、 施設・環境要件、運用上の遵守事項を満たし、運行管理高度化検討会の監督のもと実施されることが認められることにより「遠隔点呼」が可能となります。

【営業所内】
① 営業所 → 車庫
② 車庫 → 営業所
③ 車庫 → 車庫

【営業所等間】
④ 営業所 → 他の営業所
⑤ 営業所 → 他の営業所の車庫
⑥ 車庫 → 他の営業所
⑦ 車庫 → 他の営業所の車庫
⑧ 営業所 → グループ企業の営業所
⑨ 営業所 →グループ企業の営業所の車庫
⑩ 車庫 → グループ企業の営業所
⑪ 車庫 → グループ企業の営業所の車庫

詳細は、下記のホームページで ご確認下さい。
＜https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html＞



国土交通省
運行管理高度化検討会
・最終取りまとめ
・遠隔点呼実施要領
をご覧いただけます。

申請は、実施営業所及び被実施営業所を管轄する運輸支局にご提出ください。

☆「開始月の期間」と「申請書提出期限」が定められておりますので申請書提出の際は、ご注意下さい。

遠隔点呼開始予定月	申請書提出期限
令和4年 7月～令和4年 9月	令和4年 5月31日
令和4年10月～令和4年12月	令和4年 8月31日
令和5年 1月～令和5年 3月	令和4年11月30日

※なお、安全性優良事業所（Gマーク取得事業所）に認められている現行のIT点呼の取扱いに変更はありません。

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

1月末現在発表分

運行管理者一般講習は、下記の日程にて開催予定です。

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予定いただきますようお願い申し上げます。

講習の空き状況は、随時変動しますので、ホームページで ご確認してください。
予約済みの方で、ご都合が悪くなった方はキャンセルをお願いいたします。

◇ 受講対象者

①運行管理者に新たに選任された方
②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は
受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい 】

今年度対象者は、前回の受講がR1年度(2019年度)の方 および 2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習　トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先　自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階 TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189 同機構のホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
2/17(木)	津 メッセウイングみえ	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		お問い合わせ先 日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい TEL052-589-2216 FAX052-589-2276 https://www.jl-tokai.com/course.php
3/11(金) **3/12(土)** **3/26(土)**	津 三重県トラック協会 伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター 松阪 松阪地区輸送サービスセンター	

◆ 整備管理者 選任後研修 開催のご案内

重要

整備管理者選任後研修は、下記の日程にて開催予定です。

整備管理者に選任されている方が2年に1回受講する必要のある研修です。

事前予約制です。 **申込用紙を同封しています。**

※ 受講料は【無料】です

○研修対象者　各社において選任し届出済の整備管理者（2年度に1度の受講が必要です）

研修日	予約受付期間	会場
3月1日(火)	2月14日～2月25日	三重県トラック協会　四日市 北部輸送サービスセンター
受付時間　13:00～　　研修時間　13:30～16:30 北部輸送サービスセンター　四日市市新正4丁目8-8　　TEL 059-353-4522		

整備管理者選任後研修は、三重運輸支局へFAXにてお申込みください。
中部運輸局三重運輸支局 TEL:059-234-8411　FAX:059-238-1281



適正化事業巡回指導実施結果
（令和3年10月 ～ 令和3年12月）

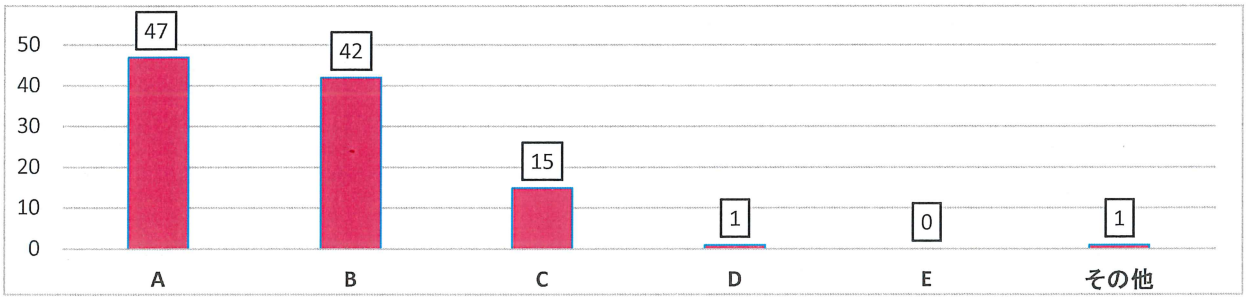
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回実施件数

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	合計
通常巡回指導	12	17	13	16	6	15	11	0	0	13	103
新規巡回指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
特別巡回指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	12	17	13	16	6	15	11	0	0	16	106

＊巡回案内は巡回計画のもと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

2. 総合評価　38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。



A…90%以上　B…80%以上90%未満　C…70%以上80%未満
D…60%以上70%未満　E…60%未満　その他…指導項目26項目以下

以下の①～⑨は重点項目です。「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

①「運行管理者の選任・届出」
②「過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間、休憩時間・睡眠時間の管理」
③「点呼の実施・記録・保存」
④「輸送の安全確保に必要な指導監督」
⑤「特定運転者の特別な指導」
⑥「特定運転者の適性診断」
⑦「整備管理者の選任・届出」
⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」
⑨「健康診断の実施・記録・保存」

3. 改善要請が多い項目

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	割合
①	特定の運転者に対して特別指導を実施しているか	59	22	37.3%
②	特定の運転者に対して適性診断を実施しているか	72	23	31.9%
③	運輸安全マネジメントを実施しているか	106	18	17.0%
④	点呼の実施及び記録を保存しているか	106	16	15.1%
⑤	勤務時間、乗務時間を定め、休憩時間、睡眠時間が適正に管理されているか	106	15	14.2%
⑥	乗務員に対する指導教育を実施しているか	106	13	12.3%
⑦	定期点検を実施し記録を保存しているか	106	11	10.4%
⑦	健康診断を実施し記録を保存しているか	106	11	10.4%
⑨	整備管理者の講習を受講しているか	105	7	6.7%
⑩	運行管理者の講習を受講しているか	105	6	5.7%

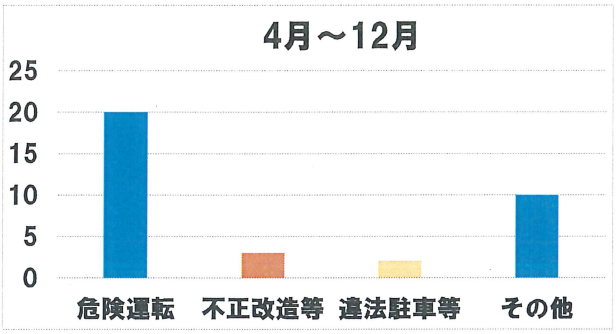
＊特定の運転者とは、初任者（1年以内に雇入れた者）、高齢者（65歳以上の者）、事故惹起者です。

1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています。
改善項目については3ヵ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。
なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。

◆ 適正化実施機関に寄せられた　苦情

苦情件数 令和３年度 １０月～１２月 **16件**

危険運転　（１０件）
不正改造等（　２件）
宅配関係等（　２件）
その他　　（　２件）
↳ **労働条件等**



実際に寄せられた苦情内容

【危険運転】

【電話】 国道307号線を滋賀から京都方面に向けて走行中に三重ナンバーのトラックを追い越したらヘッドライトをハイビームにする嫌がらせ行為をうけた。社内での安全教育の徹底をお願いしたい。

【電話】 3車線区間で中央車線を走行していたが、追い越して行くことなく、ぴったり付かれ1車線に減少後も、あおり運転を受けた。信号停止時には追突される恐怖と事故の危険があった。
運転のプロとしての意識が全く感じられず、社内での安全教育の徹底をお願いしたい。

【電話】 国道258号線の側道(イオンモール桑名付近)の路上で、ハザードを点滅し停車している三重ナンバーのトラックの運転者がトラックの後ろで日向ぼっこをしながらスマホで遊んでいた。
運転のプロとしての意識が全く感じられず、社内での指導教育の徹底をお願いしたい。

【電話】 東名高速道を東京から静岡方面に向けて追越禁止エリア走行中に、三重ナンバーの車両に煽られた。事業者へ指導教育の徹底をお願いしたい。

【電話】 山陽自動車道下り 和気インター オービス付近からずっと追越車線を走行する三重ナンバーの車両を発見した。車両通行帯違反と思われるので厳重に注意してほしい。

【電話】 東海市荒尾町地内で、後方から接近してきた三重ナンバーのトラックにぴったり付かれ、パッシングによるあおり運転を受けた。その後、東海市神宝町の交差点で右折したところ、その車も右折し後に付いてきたため、その車をかわし先に行かせてドライブレコーダーに記録を残した。
運転のプロとしての意識が全く感じられず、事業者に厳重に指導してほしい。

【不正改造】

【電話】 東北道を栃木から群馬に向けて走行している大型トラックが100キロ以上の速度で走行していった。
事業者への指導教育の徹底をお願いしたい。

【電話】 リアバンパーがデコトラの様に改造され、車両突入防止装置が稼働していない、三重ナンバーのトラックがある。事業者は、コンプライアンスをどの様に考えているのか？
社内での指導教育の徹底をお願いしたい。

◆36協定の労働基準監督署への届出はお済みですか？

法定労働時間を超えて労働時間を延長すること(時間外労働)や、休日労働をさせるためには、使用者と労働者との間で協定(36協定)を結び、その内容を事業場ごとに所轄の労働基準監督署へ届け出る必要があります。(労基法36条)。　36協定の締結期間は1年以内と決められています。
毎年忘れずに届出を行ってください。

・**36協定の 書式 を同封しました。 ご利用下さい。**（ 解説付き ）

・協会書式については 協定届 と 協定書 を一本化した書式になっています。
必ず印鑑が必要です。

・協定は、従業員を代表する方、選出方法など 労働者同意の上締結することが必要です。
令和3年4月1日より、労働者代表についてのチェックボックスが新設されています。
チェックを忘れると監督署に提出しても受付されません。 ご注意ください。

・届出は運転者用、運転者以外の方用の各２部です。（ 監督署提出用、事業者様控え ）
所轄の労働基準監督署に直接提出して下さい。

・提出の際には、労働条件や協定の内容について尋ねられる場合がありますので、
会員事業者様から監督署への直接提出をおねがいしています。

・１部は監督署の受付印を押印し返却されます。会社控として必ず保管してください。

・不明な点がございましたらトラック協会へご連絡ください。
なお、詳細については 労務士様･労働基準監督署にご相談いただくことをお勧めします。

問い合わせ先　トラック協会業務部　TEL 059−227−6767
北部輸送サービスセンター　TEL 059−353−4522

＊ 一昨年4月1日より、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されています。

① 運転業務以外の従業員の上限規制は下記の通りとなります。
（ 事務員･運行管理者･整備管理者･配車担当者･作業員など ドライバー以外の人 ）

・原則　月45時間　年360時間
・臨時的な特別な事情がある場合(特別条項)
　時間外労働　年720時間
　時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
　時間外労働と休日労働の合計が「2〜6ヶ月のすべての平均」が1ヶ月あたり80時間以内
　時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６ヶ月が限度

②トラック運送事業の運転者(トラックドライバー)には2024年3月までの猶予期間があり、それまでの期間は従来のままでの規制が継続されています

36協定を届ける場合は、運転者と運転以外の業務の方で
協定書を分けて作成し、届出をする必要があります。

◆事故防止セミナー　2/28開催します

「トラック事業における総合安全プラン2025」目標達成へ
～ あらたな事故削減目標への取り組み ～

「交差点事故」「追突事故」を中心テーマに、ドライブレコーダーの映像等を活用して、重大事故の特徴や対策を分かりやすく解説し、日頃の安全教育等に役立てて頂くセミナーです。

日時　令和４年２月２８日（月）　13:30～16:30
場所　北部輸送サービスセンター（四日市市新正４丁目８－８）
内容　「トラックにおける事故の傾向と防止対策について」等

詳しい内容は先月の定期発送物の
セミナー案内をご確認ください

＊コロナの影響で延期若しくは中止になる可能性がございます

申込み〆切日

2月16日(水)
お早めに
お願いします

◆ 軽油価格調査のお願い　（１月購入分）

４ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします。



同封の調査用紙に＜１月購入分の軽油価格＞をご記入いただき、
2月21日(月)までにFAXにて返信いただきますよう
お願いします。

皆様から返信いただいた価格を集計し、3月上旬の郵便物で結果をご案内いたします。

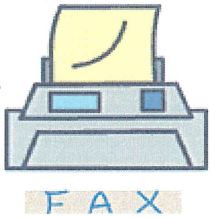
◆ 会員名簿 の 内容確認 と 従業員数調査



令和４年度の会員名簿を作成するにあたり、名簿記載事項の確認と
従業員数の調査報告書を今月末までに**FAXで送付**させていただきます。

掲載内容の変更を希望される場合はご報告下さい

★返信がない場合、現在の掲載状況にさせて頂きます★



返信〆切　**３月末日**　FAX:059-225-2095

※ 従業員数は会費及び助成事業等の資料となりますので、正しくご報告下さい。

＜ 会員名簿は、令和４年度総会資料と一緒にお送りします。＞

◆「標準的な運賃」の届出をお願いします　〈重要〉

届出は済まされましたか？

目標は100％の提出です。 1月末現在62.1％

積極的な姿勢で、まず届出を !!

標準的な運賃を 自社の目標運賃とするために

「標準的な運賃」は、令和6年3月末までの時限措置として成立しました。

荷主向けに基準運賃の提示ができるよう、トラック業界から要望を続けた結果として、健全な事業経営とドライバーの労働改善に必要な運賃として、国土交通大臣がトラック事業者のために示したものです。

現在、業界挙げて標準的な運賃を重点取り組みとしていますが、残りは、あと約2年です。

期限切れと同時に、年960時間の時間外労働上限規制適用となります。

現在の低い届出状況のままですと、期限満了時、その後の支援や対策なしに終了し、働き方改革を実行しなければなりません。準備・対策が必要です。

働き方改革と事業が継続できる運賃、コストに見合った対価の収受を推進頂くようお願いします。

早期届出と業界全体の届出率向上が「取引先との交渉力アップ」に繋がる

標準的運賃の（目標）設定が多数出されることは、荷主側に向けての運送事業者からの強いメッセージとなります。

2/1開催の「労務＋経営セミナー」で、講師より示された標準的な運賃の考え方

一般社団法人クオリティ・オブ・ライフ創造支援研究所　森田司理事長より

「標準的な運賃」を理解し、運賃及び適用方を作成し、自社運賃を作り、届出をしてください。

20年ぶりに国が動き、この「標準的な運賃」というものを出してくれました。

しかし現在なかなか届出が進んでいません。

こんな状態ではまた次の「運賃」が示されるまでに20年かかってしまいますよ。

今日お伝えしたように毎年最低賃金は上がっていくんです。最低賃金が上がるにつれ時間外労働の割増金額も上がるんです。

その中で、標準的な運賃を全国の事業者が「国が見直してくれたから出しました」と。

「届出して自社の運賃として設定しました。

それでもまだまだ荷主との、取引先との交渉には改善しないといけない余地が残っているんです」と言わないと・・・。

みんなが寄ってたかって行動するんです。

事業者の皆様が一斉に届出を行って国に示していかないといけません。

そうしなければまた次の「標準的な運賃」の改訂は20年先まで先送りになります。

皆様が一斉に届出をした上で行動すれば他の業界のように3年に1回ぐらいの見直しになる可能性もあります。

ですから、是非とも届出をしっかりとしましょう。

◆　令和４年度以降の助成金対象期間の変更について

令和５年度より助成金の対象期間の変更を行います。
それに伴い令和４年度を移行期間といたしますので、申請の際はご注意ください。

現行

【助成対象】　2月1日～1月31日

→

新制度

【助成対象】　4月1日～3月31日

~~Ⓐ令和3年度(現行)　対象期間　R3.2.1～R4.1.31~~　→今年度は終了しました

R3											R4
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

Ⓑ令和4年度(移行期間)　対象期間R4.2.1～R5.3.31

R4											R5		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

Ⓒ令和5年度(新制度)　対象期間R5.4.1～R6.3.31

R5									R6		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

以下の点にご注意ください。

①実行時期

助成金は予算に達しますと終了になりますので今まで通り2･3月に実行すると予算満了のため助成が受けられない可能性があります。助成金進捗状況をホームページに掲載しておりますのでそちらをご確認の上早めの実行をお願いいたします。

②上限について

移行期間のみ2･3月が令和4年と令和5年の2回含まれます。（上記Ⓑ参照）毎年2･3月に実行している場合、上限の関係で一部しか助成が受けられない可能性があるのでご注意ください。

但し、更新時期をずらすことが難しいＩＳＯ・グリーン経営・健康診断に限り特例でそれぞれ対象とします。

③申請時期

対象期間は2月～1月としておりましたが、新制度から4月～3月に変更となります。
例）R6.2 実行のものは令和5年度の対象となります。（上記Ⓒ参照）
今まで通り令和6年度には申請できませんのでご注意ください。

受付は今まで通り6月からとなります。

【その他変更点】
睡眠時無呼吸症候群は現在事前申請となっておりますが事後申請に変更になります。

【問合せ先】
三重県トラック協会　総務部
TEL：０５９－２２７－６７６７

◆ 令和4年度 第46回1次近代化融資制度の募集について

令和３年度の近代化融資の申込受付は終了致しました。
令和4年度の近代化融資(4月1日以降の借り入れ分)申込みについては、随時受付いたします。

申請締切 令和4年3月2日(水)　**推薦決定日** 令和4年3月9日(水)

令和4年4月1日以降に「融資の借入れ」及び「設備･車両等の支払」をするものが対象です。

【令和４年度利子補給率について】　一般融資・ポスト新長期融資　共に　０．３%
令和４年１月の長期プライムレート１%×１/３＝０．３%（小数点第２位を四捨五入）

詳細につきましては三重県トラック協会 総務部までお問合せ下さい。 TEL 059－227－6767

◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

・一般社団法人三重県トラック協会理事会 及び 交付金運営委員会が開催されました。
令和4年1月20日(木)14:00～　出席：理事20名／24名中、監事２名、
オブザーバー：青年部会２名女性部会２名

・議長となる小林会長は下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

新年の挨拶の後、昨年のオリンピック、衆議院議員選挙、三重県知事選挙の振り返り。コロナ禍での経済状況、燃料高騰、労働者不足、標準的な運賃届出促進、トラック会館移転に関する話題に触れた後、会員事業者のための協会運営に取り組む事と協力を要請する旨の挨拶を行った。

・報告事項　定款23条による職務執行状況を報告
協会職員の人事異動を報告 詳細を17ページに記載しています
税制改正要望と回答を報告 詳細を15ページに記載しています

・三重県トラック協会 議事事項

第１号議案 トラック会館移転計画について
第２号議案 令和３年度主な助成事業進捗状況
第３号議案 令和４年度事業方針
第４号議案 委員会の新設・廃止
第５号議案 今後の行事日程の調整
第６号議案 第45回 ５次近代化融資の推薦
第７号議案 その他

・議事内容の説明と理事からの意見発言の後、全て異議なく承認されました。

・陸災防三重県支部 議事事項

１．労働災害発生状況
２．年末年始労働災害防止強調月間
３．荷役災害防止担当者教育講習会
４．高年齢労働者に配慮した労働災害防止対策セミナー
５．荷役労働災害防止コンサルティング
６．フォークリフト運転技能講習実施状況
７．令和４年度事業計画概要

・事務局から議事内容の説明を行い、全て異議なく承認されました。

◇特記報告事項

①第1号議案 → トラック会館移転については、三重県庁の東側、国道23号県庁前交差点南西角、旧三十三銀行津中央支店跡を移転先とする事が承認されました。

②第4号議案 → 広報委員会は今年度で廃止し、次年度危機管理検討委員会の新設が決まりました。

③第6号議案 → 近代化融資の推薦については、10社からの申込みがあり、全て利子補給対象として推薦することが承認されました。なお、今年度の申込みは今回にて終了となりました。

◆ 令和4年度 中部トラック総合研修センター 研修について

中部トラック総合研修センターの研修ガイド(冊子)を同封しております。研修内容については
ホームページに詳細が掲載されておりますので研修をご希望の方はご確認ください。

https://ssl.aitokyo.jp/chubu_center/

◆ 令和4年度 トラック関係施策に関する要望と結果

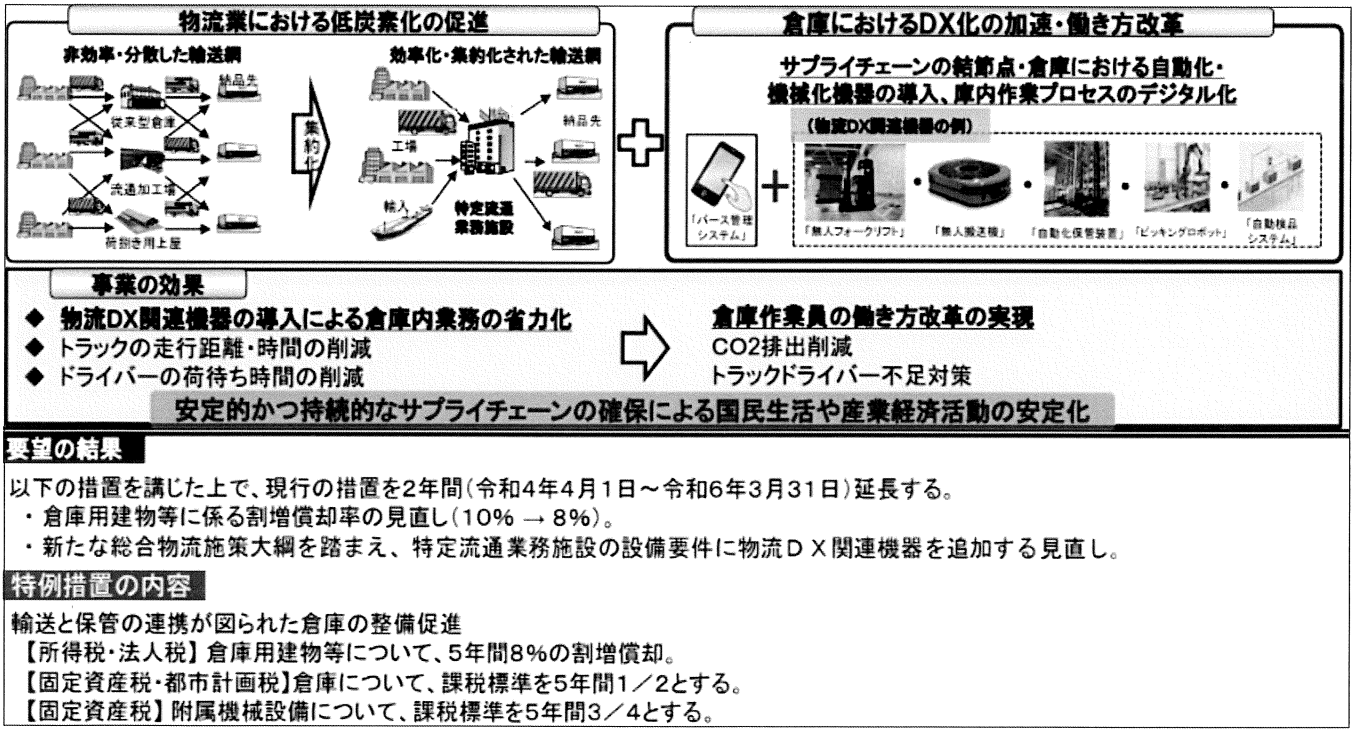
トラック協会が関係先に行っている施策要望に関して、
令和４年度の税制／予算への反映結果をお伝えします。

◇ 税制反映

(与党税制改正大綱より概要抜粋)

・自動車関係諸税の簡素化・軽減 (1)自動車関係諸税の簡素化・軽減 (2)自動車税 営自格差見直し反対 (3)自動車重量税の道路特定財源化	「2050年カーボンニュートラル」の実現に貢献するとともに、自動運転等技術革新の必要性、保有から利用への変化、モビリティーの多様化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域交通ニーズ環境変化に対応するインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえ、国・地方を通じた財源を安定的に確保することを前提に、受益と負担の関係、課税のあり方について中長期的に検討するとされました。
・特例措置の延長 (1)物流総合効率化法に基づく特例 (2)少額資産即時償却の延長 (3)地方拠点強化税制の延長	(1)割増償却率を8%(現行10%)に引き下げるなど、一部要件の変更等を行った上で、適用期限を2年延長する。 (2)対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除外した上、適用期限を2年延長する。 (3)特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一部要件の変更等を行った上で、適用期限を2年延長する。

物流総合効率化法に基づく特例



要望の結果

以下の措置を講じた上で、現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。
- 倉庫用建物等に係る割増償却率の見直し(10% → 8%)。
- 新たな総合物流施策大綱を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件に物流ＤＸ関連機器を追加する見直し。

特例措置の内容

輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進
【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間8%の割増償却。
【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1／2とする。
【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3／4とする。

＊広報トラック１月１日号に詳細の記載があります。

◇ 令和3年度補正予算反映

(1)令和3年度末で期限を迎える、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした高速道路料金の大口・多頻度割引50%枠について、令和4年度末(令和5年3月末)まで継続するための予算が措置されました。

(2)災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び財政投融資を活用した暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等の実施のための予算が措置されました。

(3)トラック運送業における労働生産性の向上や持続的な経営の確保を図るため、荷役作業の効率化に資する機器(テールゲートリフター、ユニック車、フォールドデッキ)の導入支援のための予算が措置されました。

◇ 令和4年度予算案への反映　　令和4年度予算決定概要から抜粋

(トラック運送事業関係)
①働き方改革の推進(トラック運送業の実態把握、DXを通じた調査、ホワイト物流推進運動等)(0.92億円)
②危機時等におけるトラック運送業の「強靭性の確保」(0.17億円)
③カーボンニュートラルに向けた輸送形態の構築(0.22億円)
④次世代自動車(CNGトラック、ハイブリッドトラック)普及促進 (3.9億円の内数)
⑤事故防止対策(先進安全自動車、デジタル式運行記録計等の導入等)支援推進事業 (8.8億円の内数)
⑥健康起因事故防止対策の推進(スクリーニング検査普及に向けたモデル事業等)(0.55億円)
⑦物流生産性の向上(持続可能な物流体系構築支援事業、物流生産性向上促進調査事業)(0.50億円)
⑧低炭素型ディーゼルトラック導入補助、電気トラック導入補助(39.65億円)<環境省連携事業>
⑨車両動態管理システム等の導入補助等(新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業を含む)(41.5億円)

(道路関係)
①財政投融資を活用した暫定2車線区間の4車線化 (財政投融資金 計5,000億円)
※令和3年度補正3,000億円、令和4年度当初予算2,000億円
②災害時における人流・物流の確保(6,869億円の内数)　※令和3年度補正2,187億円を含む
・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等
③交通安全対策の推進(2,831億円の内数)　※令和3年度補正予算500億円を含む
・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進、SA・PA駐車マス不足解消 等
④効率的な物流ネットワークの強化(4,225億円の内数)　※令和3年度補正予算640億円を含む
・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化 等
⑤地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(4,298億円の内数)
・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等

(厚生労働省関係)
①働き方改革推進支援助成金 (66.0億円)
②業務改善助成金 (11.9億円)
③人材開発支援助成金(訓練関係)(698億円の内数)
④短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の習得支援 (26億円の内数)
⑤民間企業における女性活躍促進事業 (1.7億円)
⑥両立支援等助成金(育児休業等支援コース、女性活躍加速化コース) (38.2億円)
⑦自動車運転者の取引環境改善などの環境整備 (2.1億円)

＊三重県トラック協会へのご意見ご相談等をお寄せ下さい　FAX　059－225－2095



◆ 新入会員様のご紹介

会員名	㈱秀英ロジスティックス	TEL	059-349-0831
代表者名	池田　英一	FAX	059-349-0141
支　部	北勢支部	規　模	車両5両、従業員7名
所在地	〒510-0874 四日市市河原田町1007番地28		

◆ 会員様の所在地名称・変更等

北勢支部	アートコーポレーション㈱	会社名/アート引越センター㈱
	日本通運㈱	代表者名/守田 英司
津支部	㈱エネルギーサービス三重	会社名/㈱エネアークサプライ三重
	㈱八	代表者名/岩田 昭二郎
南勢支部	㈱インプレス	FAX/076-249-8611

◆ 協会職員人事のお知らせ

・令和4年1月17日付け職員の人事異動を下記のとおり行いました。

稲垣 晃　業務部部長(本部) → 事務局長兼業務部部長(本部)
西口 豪時　安全衛生管理部(陸災防)局長(本部) → 適正化事業部参事(本部)
東口 雅美　総務部部長代理(本部) → 安全衛生管理部(陸災防)部長(本部)
落合 純一　適正化事業部課長代理(北部) → 適正化事業部課長(北部)
内藤 宏樹　適正化事業部係長(北部) → 適正化事業部課長代理(北部)
紀藤 智憲　安全衛生管理部(陸災防)係長(本部) → 安全衛生管理部(陸災防)課長代理(本部)
松田 献氏　適正化事業部(本部) → 適正化事業部係長(本部)

一般社団法人三重県トラック協会　事務局組織図　(令和4年1月17日付け)

専務理事　川方　尚　　注)＊適正化事業指導員
事務局長　(兼 業務部長) 稲垣　晃＊
(本部)　総務部課長　若林祥人＊　協同組合連合会担当
係長　吉田枝里子
係　橋爪茉美
係　杉浦夏音
業務部部長 (稲垣　晃)　女性部会担当
係長　森本　龍＊　松阪・南勢支部、高速安協担当
係長　平野笑子
係　松原圭佑＊　津・伊賀支部担当
係　宮本涼介＊　紀北・南紀支部担当
適正化事業部部長　鈴木英明＊
参事　西口豪時
部長代理　中村宏司＊
係長　松田献氏＊
安全衛生管理部部長　東口雅美
課長代理　紀藤智憲
係　岩本侑香里
(パート)　伊藤麻衣子
(北部)適正化事業部課長　落合純一＊　北勢支部担当
課長代理　内藤宏樹＊　鈴鹿支部、青年部会担当
係　駒田麟太郎＊　桑員支部担当
安全衛生管理部(パート)　山中佐知